

中津拘置支所の収容業務停止に対して強く反対する会長声明

第1 声明の趣旨

国（法務省矯正局）において、中津拘置支所につき、大分県弁護士会（当会）を含む関係機関と事前の十分な協議のないまま、令和9年度中の中津拘置支所の収容業務を停止とすることについて強く抗議するとともに、

- 1 中津拘置支所について、令和9年度中に収容業務を停止する方針を撤回し、今後も、中津拘置支所での収容業務を継続すること
- 2 中津拘置支所施設の老朽化が問題であれば、大分地方裁判所中津支部管内での収容業務を継続するために、同支所の入っている法務合同庁舎の建替えを行うことを求める。

第2 声明の理由

1 はじめに

当会に対して、大分刑務所より、中津拘置支所の収容業務を停止するとの連絡があった。収容業務の停止とは、いずれ中津拘置支所を廃止する方向での措置であることは明らかである。

しかしながら、以下の観点から中津拘置支所を廃止することは到底許容できない。

まず第1に、大分県内各地の警察署で留置場（「代用監獄」（代用刑事施設））が次々と閉場等され、自白強要の防止という人権尊重の観点から、まさにこれから、拘置所の積極活用が望まれていた局面であることである。勾留できる代用刑事施設が次々となくなっていることから、捜査段階から中津拘置支所の活用が検討されている最中のことであり、時代に逆行するとの非難を免れない。

第2に、大分県内の拘置所が大分刑務所だけになってしまうと、中津警察署で逮捕勾留された被疑者が、起訴の前後を問わず、同じ弁護士から一貫した弁護方針に基づく充実した弁護を受けることができなくなるおそれがあり、日本国憲法で定

める適切かつ充実した弁護を受ける権利たる弁護人選任権を侵害することにつながるおそれがあるということである。

第3に、中津拘置支所での収容業務停止は、中津拘置支所での収容数・収容率が低いことも理由としているが、実情としては、中津拘置支所が被疑者・被告人を制限的に受入れていたがために低い数字で推移してきたのであるから、そのようなことを理由とすることは許されない。

第4に、建物の老朽化も理由としているが、同じ法務合同庁舎に入っている大分地方検察庁中津支部等において、建替えや移転の予定もないのであるから、中津拘置支所のみが老朽化を理由に、業務を停止するというのは許されない。

以下では、これらの問題点について、詳しく述べることとする。

2 「代用監獄」の閉場状況からも期待される拘置所の積極活用

中津拘置支所は、主として、大分地方裁判所中津支部管内の事件につき被疑者・被告人を収容してきたが、同管内の留置施設については、令和2年に宇佐警察署が非常設化されたため、事実上、中津警察署のみが運用されている状況である。

さらに、本年3月に日田警察署の留置施設についても非常設化されたため、日田警察署や玖珠警察署管内で発生した事件については、被疑者のかなりの割合が中津警察署の留置施設に収容されることとなっている。（なお、本年7月1日に大分刑務所長らから当会になされた本問題に関する説明の中で、日田警察署がすでに非常設化されたことについて、大分刑務所長においては、まだ把握していなかったことを明らかにしていた。）

つまり、大分県北部から西部にかけて、常設として運用されている留置施設は、中津警察署だけとなっているというのが現状である。

ところで、捜査段階で被疑者を留置施設に収容する運用は、「代用監獄」（代用刑事施設）と呼ばれ、自白強要の温床として世界的にも非難を浴びており、人権尊重の観点からは、捜査段階から拘置所への勾留が望まれてきたことは公知の事実である。当会も、日本弁護士連合会とともに、長年にわたって、代用監獄・代用刑事

施設の廃止を訴えてきたところである。

大分県内では、宇佐警察署や日田警察署のみならず、各地の留置施設が非常設化されたり、廃止されたりして、現在常設の留置場が設置されているのは、大分市内の3箇所のほか、別府警察署と中津警察署の合計5箇所だけになった。

当会としては、自白の強要の温床である代用刑事施設が次々と事実上廃止されていっているわけであるから、まさにこれから、中津拘置支所を含む拘置所を積極活用すべき現実的な段階に至ったものと捉えていた。それ故、近時は毎年のように、各種協議会の場において、裁判所や検察庁に対して、中津拘置支所を含む拘置所を積極活用し、捜査段階から勾留場所とするよう求めるなどしてきたところであった。

ところが、そのような最中に、中津拘置支所の収容業務停止との連絡を受けたわけである。大分県内では代用刑事施設が大きく縮小していっている現状において、これから中津拘置支所が積極的に活用されるべき局面に入ったのに、その活用されるべき拘置支所につき廃止の方向に方針転換を図るということは、当会としては、到底許容できない。

また、そのような方針をとることに、事前に何らの協議の場すら設けなかったことについては、遺憾と言わざるを得ない。それだけでなく、大分県警察本部留置管理課などとも事前協議をし、日田警察署留置場の閉場問題も踏まえた検討が国（法務省）においては必要であったと思われる。関係各所との事前協議も行わず、拙速にも、独断で受入停止の方針としたことについては看過できない重大な問題である。

3 大分県の実情等を踏まえた中津拘置支所の必要性

前記2で述べたとおり、大分県内で現在運用されている留置施設は5箇所だけである。

共犯者がいる事件については、いわゆる分散勾留がなされるため、中津警察署や宇佐警察署で生じた事件について、1人は中津警察署留置施設に勾留されても、2人目以降は大分市か別府市の留置施設に勾留される運用となっている。

また、女性被疑者については、大分市内の留置管理センターに集約されているため、中津警察署には勾留されなくなっている。

そもそも、全件について被疑者段階から留置施設ではなく、拘置所にて勾留されるべきではあるが、とりわけ、共犯事件や、女性被疑者の事件については、遠くの大分市内等の留置施設に勾留しないのであれば、中津拘置支所を活用するしかない状況にあった。

実際に、これまで、女性被疑者について中津警察署には勾留せず、留置管理センターに集約される運用が開始された後においても、家庭の事情などから、中津市に身柄を置いておく必要があった事件について、捜査段階から中津拘置支所に勾留されたという例も存在する。その事件の際、弁護人や護送の担当者の負担がほとんどなかったことはもちろんのことながら、取調べにあたった担当刑事においても、取調べのために毎回往復2時間30分ほどの移動時間が不要であることについての安心感・負担の軽さを吐露していたというのが実情である。以上のような観点からも、捜査段階から、中津拘置支所を積極的に活用する必要性が明らかになっているものと指摘できる。

4 拘置所を集約することの弊害

最大の問題は、被疑者・被告人に認められた弁護人選任権が実質的にみて、ないがしろにされるおそれがあることである。日本国憲法で保障されている弁護人選任権は、単に形式上弁護人が選任されれば足りるものではなく、適切かつ充実した弁護を受けることができることを含む権利と理解されなければならない。

中津警察署に勾留された被疑者については、主に、中津市や宇佐市の弁護士が弁護人に選任されることが多い。しかし、起訴後、大分刑務所に移送されとなれば、起訴後の弁護活動において面会等を頻繁には行うことができず、充実した弁護活動を受けることができなくなるおそれがある。起訴後の勾留を考慮に入れて、中津市等の弁護士が受任を控えるとなると、大分市もしくはその周辺の弁護士が弁護人を受任することになるが、その場合は、捜査段階の起訴前弁護について十分に受

けることができなくなってしまうおそれがあることになる。

捜査段階から公判段階まで、同じ弁護人による連続的かつ充実した弁護を受ける権利を保障するためには、むしろ、公判が係属することになる裁判所のある各地域にて拘置所が整備されるべきである。２００６年（平成１８年）より被疑者段階における国選弁護制度がはじまり、現在は全件の身柄事件で国選弁護人が選任されることにつき法で保障されているのであるから、捜査段階から一貫して連続した弁護を受ける権利保障するために、中津拘置支所での受入れをやめることは時代に逆行する施策といわざるをえない。

また、身近な場所に位置する拘置支所に勾留されていれば、家族等から面会・差入れを頻繁に受けることができるのに、遠く離れた大分刑務所に勾留されることになると、面会などを受けることが困難になる。被疑者・被告人やその家族・関係者にとっての不利益も大きい。

罪を犯した者が更生するためには、家族や、雇用先などの社会的資源の存在が極めて重要となる。また、罪を犯した者が高齢者や障害者の場合、再犯防止のためには福祉関係者の支援を勾留段階から受けることが必要となってくる場合がある。各地の拘置支所を廃止し、更生のための関係者との面会を阻害することになりかねない収容体制とすることは、罪を犯した者の再犯防止の観点からも、決して、好ましいことではない。

中津拘置支所の受入れを停止し、大分刑務所に身柄を集約することは、様々な観点で弊害ばかり生じることが予想され、強行すべきではない。

５ 収容人数・収容率を理由とすることの不合理性

大分刑務所の説明によると、全国的に、犯罪者数は減少傾向にあり、日本社会における少子高齢化による減少傾向局面も踏まえ、犯罪者数が継続的に増加し続けるということは考えにくく、刑事施設の集約化の必要があるとのことである。また、犯罪者数の減少に伴い、中津拘置支所での収容者数、収容率の低下という実情も踏まえた施策を執り行いたいとのことである。

しかしながら、近時の中津拘置支所の収容者数・収容率については、中津拘置支所側が受入を控えていたという実態があることに照らせば、そのようなことを受入停止の理由とすることは許されない。

すなわち、当会は、各種協議会の場において、裁判所や検察庁に対して、捜査段階も含めた中津拘置支所の積極的な活用を提案してきた。これに対する検察庁からの回答には、中津拘置支所に確認したところ、同所の受入の余力は決してあるわけではなく、現状を超えるような受入は困難であるとの返答であったというものであった。

実際に、中津警察署の留置担当官においても、中津警察署の留置施設が定員近くになりそうなので、できるだけ速やかに被告人を中津拘置支所に移送したいが、中津拘置支所側において受入の余力がないので、移送を遅らせてほしいとの対応をされてきたのが実情のようである。中津警察署に勾留中の被告人について、余罪等もなく、起訴後の取調べの予定も全くないのに、中津拘置支所への移送が第1回公判期日の前後となることが頻繁に生じている。

この点、大分刑務所長も、中津拘置支所の近年の人員配置は最低限に近い人数となっていて、職員数に余裕がないと説明をした。それ故、建物自体の収容可能数とは別に、職員配置から見た収容可能数は、減少していたものと思われる。その結果、収容数が少ない状況が続いてきたという実情があるのだと思われる。

大分地方裁判所中津支部や中津簡易裁判所に起訴された被告人について、起訴後速やかに中津拘置支所に移管するだけでも、同支所の収容数・収容率は増加したはずである。中津拘置支所において、受入を控えてきた（事実上、受入を遅らせてきた）のに、収容数・収容率の低下を理由に、拘置支所の廃止をしようとすることは許容できない。

また、前述のとおり、大分県内の代用刑事施設が次々と非常設化されていっていることに照らすと、中津拘置支所を活用し、捜査段階から勾留場所として指定すべき被疑者が、これからも生じることが容易に予想される。そういった被疑者も、

中津拘置支所に収容することで、中津拘置支所の収容数・収容率の上昇は、容易に図ることができる。

したがって、中津拘置支所において、上記のような収容数・収容率の上昇のための方策をとったこともないのに、また、受入れを事実上制限しておきながら、収容数や収容率の低下、日本全国での犯罪者数の減少傾向を理由に、中津拘置支所の収容業務を停止することは容認できない。

6 建物老朽化について

中津拘置支所について、収容業務を停止しようとする理由として、同支所の建物が築51年を超え、老朽化していることもあげている。

しかしながら、中津拘置支所が入っている建物は、大分地方検察庁中津支部や中津区検察庁、豊後高田区検察庁も入っている合同庁舎である。大分地方検察庁中津支部等について、建物の老朽化を理由として、建替えや移転をするという計画があるという情報は当会には一切入ってきたことがない。大分地方検察庁中津支部等が移転等をしないというのであるから、当該合同庁舎の建物自体は、まだしばらくは取壊しや建替え等の予定はないはずである。そうすると、老朽化を理由とした収容業務の停止も受け入れることはできない。

確かに、当該合同庁舎は築年数も古く、エレベーター未設置のバリアフリー化がなされていない建物ではある。それ故、車いす利用者等の受入れに支障が生じることもあり得ると思われる。

しかしながら、施設のバリアフリー体制が不十分であれば、施設に存在するバリアを解消するために、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、合理的配慮の提供によって対処すべき問題である。収容業務のすべてを停止しなければならないような理由ではない。

7 未決拘禁施設の維持は矯正教育とは別に確保されるべきこと

中津拘置支所の収容業務停止は、刑罰の拘禁刑化に伴い、新たに、種々の矯正教育の施策を実施しなければならないところ、限られた予算の中で、矯正教育をす

るためには、中津拘置支所を廃止し、それにより余った予算・人員で、矯正教育に注力したいということも理由の一つということである。

しかしながら、充実した矯正教育を実施すべきことが刑罰の拘禁刑化の要請であることは当然のこととしても、適正な裁判が実施されることを保障すべく、未決拘禁者を適切に収容することは、拘置所の別個独立した役割である。矯正教育とは制度の目的が異なる。異なる制度なのであるから、矯正教育に注力したいので、未決拘禁者の収容業務について、省力化して良いわけでは決してない。

矯正教育も、未決拘禁者の収容業務も、いずれも別個独立の施策として適切に実施される必要があるのであるから、矯正教育のために拘置所にかかる予算や人員を削減するということは、正当な目的による業務縮小と認められるはずもない。

8 結語

以上のとおり、中津拘置支所の収容業務を停止することには全く首肯できる理由がない。人権尊重の観点から、拘置所の活用が望まれるのに、時代に逆行する措置である。当会をも交えて意見を交換し、中津拘置支所の活用の在り方を協議したこともないのに、一方的に停止することは到底容認できない。

速やかに方針を撤回の上、今後も、中津拘置支所での収容業務を継続されたい。

2026年（令和8年）8月10日

大分県弁護士会

会長 松尾 康利